
プロジェクト 仮想通貨に係る会計上の取扱い**項目 検討の進め方**

I. 経緯

1. 第 28 回基準諮問会議（2016 年 11 月 14 日開催）において、仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、日本公認会計士協会より新規テーマの提案がなされた。その提案を受け、基準諮問会議は、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼した。
2. 実務対応専門委員会において、当該テーマの評価を行い、第 29 回基準諮問会議（2017 年 3 月 14 日開催）において、実務対応専門委員会の評価結果を報告した。
3. 当該評価結果を踏まえて基準諮問会議において審議が行われた結果、第 357 回企業会計基準委員会（2017 年 3 月 28 日開催）において、基準諮問会議から当委員会に対し、仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者の会計処理について検討することが新規テーマとして提言された。なお、当該検討にあたって、基準諮問会議の提言には必要最小限の項目について開発すべきと付記されている。
4. 上記の提言を踏まえて、第 358 回企業会計基準委員会（2017 年 4 月 10 日開催）において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会で詳細な検討を行うことが了承された。
5. 本資料は、仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者の会計処理について議論するにあたり、検討の進め方を検討することを目的とする。

II. 仮想通貨の概要**（仮想通貨の定義）**

6. 一般的に、仮想通貨（virtual currency）とは、金融活動作業部会（FATF）の定義によれば、価値のデジタルな表章であって、通貨同様の機能を有するが、法定通貨ではないものとされている。また、ブロックチェーンなどの暗号技術を利用した仮想通貨は暗号通貨（cryptocurrency）と呼ばれている。
7. 我が国においても、2016 年 6 月 3 日に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」により、資金決済に関する

法律（以下「資金決済法」という。）が改正され、仮想通貨が定義された上で、仮想通貨交換業者に対して登録制が導入されている。

この改正の背景は、「ビットコインをはじめとする仮想通貨についてはテロ資金供与に利用されているという指摘もあり、平成 27 年 6 月に開催された G7 エルマウサミット的首脳宣言や同月に金融活動作業部会（以下「FATF」という）が公表したガイダンスにおいて、仮想通貨と法定通貨との交換業者に対してマネーロンダリング・テロ資金供与規制を課すことが各国に求められた。また、国内でも、平成 26 年に当時世界最大規模の仮想通貨と法定通貨の交換業者が破綻する事案も発生している。こうした状況を踏まえ、仮想通貨と法定通貨の交換業者について、マネーロンダリング・テロ資金供与規制を導入し、不正利用の防止という国際的な要請に対応するとともに、利用者保護の観点からの規制を通じて、利用者の信頼の確保するための環境整備が重要と考え、改正法では、仮想通貨と法定通貨の交換業者（以下「仮想通貨交換業者」という）に対する所要の制度整備を行っている¹とされている。

8. 資金決済法上の仮想通貨は、以下のいずれかに該当するものとされている（資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号、第 2 号）。

（1号仮想通貨²）

- (1) 物品購入等の代金の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができるもの
- (2) 電子的に記録された財産的価値であり、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- (3) 法定通貨（本邦通貨及び外国通貨をいう。以下同じ。）及び通貨建資産（法定通貨をもって表示され、又は法定通貨をもって債務の履行、払戻しその他こ

¹ 湯山壮一郎（金融庁企画課信用制度参事官室課長補佐（当時））ほか「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の概要（2・完）」商事法務 No.2108 号 48 頁

² 資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号では、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代金の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものとされている（以下「1号仮想通貨」という。）。

れらに準ずるものが行われることとされている資産をいう（資金決済法第2条第6項）。以下同じ。）に該当しないもの

（2号仮想通貨³）

(4) 不特定の者を相手方として1号仮想通貨と相互に交換できるもの

(5) 電子的に記録された財産的価値であり、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

(6) 法定通貨及び通貨建資産に該当しないもの

9. 1号仮想通貨は、第8項(1)及び(2)に記載のとおり、不特定の者を相手方として使用・売買可能な決済手段としての通貨的な機能を有する電子的に記録された財産的価値に該当するものと考えられる。したがって、いわゆる電子マネー、プリペイドカード、ゲーム内通貨などの前払式支払手段や企業ポイントについては、通常の形態のものであれば、第8項(1)の要件を満たさず、1号仮想通貨には該当しない。
10. 一方、2号仮想通貨は、第8項(4)に記載のとおり、決済手段としての通貨的な機能を有しないが、不特定の者との間で1号仮想通貨と相互に交換できる仮想通貨であり、第8項(5)に記載のとおり、1号仮想通貨と同様に電子的に記録された財産的価値を有している。
11. 第8項(3)及び(6)に記載のとおり、資金決済法上の仮想通貨は、円やドルなどの法定通貨や預金や金銭債権などの通貨建資産には該当しない。
12. さらに、資金決済法上の仮想通貨は、金融商品取引法に定める有価証券の定義に含まれていないことから、金融商品取引法に定める有価証券にも該当しない⁴。

³ 資金決済法第2条第5項第2号では、不特定の者を相手方として1号仮想通貨と相互に交換を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものとされている（以下「2号仮想通貨」という。）。

⁴ 2014年3月の参議院議員からのビットコインに関する質問に対して、政府は「ビットコインは通貨ではなく、それ自体が権利を表象するものでもないため、ビットコイン自体の取引は、通貨たる金銭の存在を前提としている銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業として行う行為や、有価証券その他の収益の配当等を受ける権利を対象としている金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項又は第二項に規定する有価証券等の取引には該当しない」と説明している。

(我が国で取り扱われている仮想通貨の特徴)

13. 現時点では、世界的にはビットコインの時価総額が仮想通貨全体の時価総額の大きな割合を占める状況にあり、我が国でもビットコインを中心に仮想通貨が取引されている。

【図表 1】2017 年 4 月 11 日時点の仮想通貨の時価総額⁵

仮想通貨の種類	時価（百万米ドル）	時価（億円）	割合（％）
Bitcoin	19,385	21,517	70
Ethereum	3,942	4,376	14
Ripple	1,258	1,396	5
Dash	444	493	2
Litecoin	440	488	2
その他	2,385	2,647	9
時価総額	27,854	30,918	100

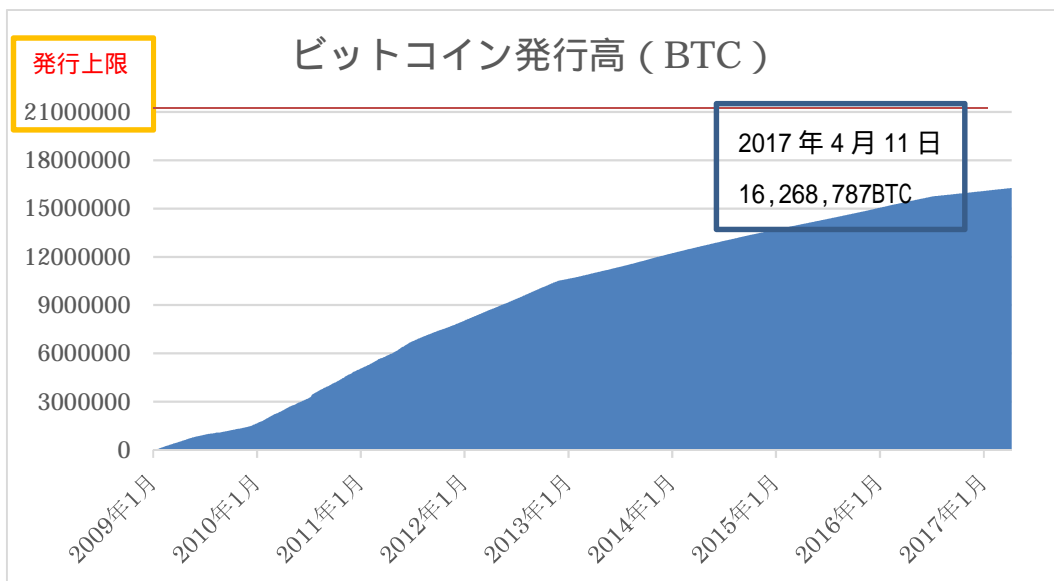
14. ビットコインの特徴は以下のとおりである。

(1) 特定の発行者が存在しない

法定通貨は政府や中央銀行により発行され、その発行は政府や中央銀行により管理されているが、ビットコインには特定の発行者は存在しない。ビットコインは発行上限が 21,000,000BTC と定められており、一定のルールに従い発行（現在は約 10 分間に 12.5BTC 発行）される仕組みである（2017 年 4 月 11 日現在のビットコインの発行高は、16,268,787BTC⁶である。）。

⁵ coinmarketcap.com による（<http://coinmarketcap.com/>）。1 米ドル = 111 円で換算。

⁶ Blockchain.info による（<https://blockchain.info/>）。

【図表 2】ビットコイン発行高 (BTC)⁷

(2) 特定の管理者が存在しない

ビットコインは、電子マネーのように特定の第三者が管理するものではなく、特定の管理者が存在しない。暗号技術を利用してP2P⁸ネットワーク上の公開台帳に取引が記録される。

(3) 流動性が高い

ビットコインには、国内外に多数の交換所（市場）が整備されており、交換所で成立した市場価格により自由に売却・換金することが可能である。

⁷ 脚注 6 に同じ。

⁸ P2P(Peer to Peer)は、ネットワークに接続されたコンピューター同士が端末装置として対等(peer)の立場、機能で直接通信するものである。

【図表 3】 ビットコインと法定通貨及び電子マネーとの比較⁹

		ビットコイン	法定通貨 (日本円)	電子マネー (第三者型前払式支払手段)
発行・管理	発行者	システムが自動的に発行	日本政府(通貨) 日本銀行(紙幣)	電子マネー事業者 (第三者型前払式支払手段発行者)
	管理者	P2P ネットワーク参加者が管理	日本政府 日本銀行	電子マネー事業者 (第三者型前払式支払手段発行者)
価値	発行上限額	決まっている (2,100 万 BTC)	無し	事前入金された金額(日本円)の範囲で発行
	価値の裏付け	システムへの信用	日本政府への信用	供託された日本円 (入金額の 1/2) 電子マネー事業者への信用

(4) 価格変動が大きい

法定通貨のように中央銀行など価値を保証する信頼された第三者が存在せず、ビットコインというシステムそのものへの信用のみが価値の裏付けとなることから、交換所(市場)で成立する市場価格は需要と供給に基づき大きく変動する。

⁹ 経済産業省「平成 27 年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備(ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査)報告書」5 頁より抜粋

【図表 4】ビットコインの価格推移（米ドル）¹⁰

（仮想通貨の取引に関与する者）

15. ここでは主にビットコインを想定して説明する。仮想通貨の取引に関与する者としては、仮想通貨の利用者、仮想通貨を物品購入等の代価の決済手段として利用している店舗（以下「仮想通貨取扱店舗」という。）及び仮想通貨交換業者が想定される。
16. 仮想通貨の利用者は、仮想通貨を物品購入等の代価の決済手段として利用する目的や価格変動により利益を得る投資目的で仮想通貨を取得している。

● 決済手段の目的での利用

仮想通貨の利用者は、仮想通貨取扱店舗において物品購入等の対価の決済手段として仮想通貨を利用することができる。

なお、仮想通貨は、送金手段としても利用することもできる。送金元で仮想通貨を法定通貨により購入し、送金元が送金先に仮想通貨を送付した後、送金先において仮想通貨を法定通貨に交換すれば、金融機関を介さずに、瞬時に送金を行うことが可能である。

● 投資目的での利用

¹⁰ 脚注 6 に同じ。1 米ドル = 111 円で換算。

仮想通貨の利用者は、価格変動により利益を得るために投資目的で仮想通貨を保有することもある。また、仮想通貨の売買にあたっては、先物取引や信用取引¹¹も利用することが可能である。

17. 仮想通貨交換業者の主な業務は以下のとおりである。

- 仮想通貨販売所における自己取引業務

仮想通貨交換業者は、仮想通貨販売所における自己取引業務として、自らの資金を用いて仮想通貨を仕入れた上で、顧客に対して自らの利益のために仮想通貨の販売を行う。

- 仮想通貨取引所における委託取引業務

仮想通貨交換業者は、仮想通貨取引所の運営主体として顧客の間に立って両者を当事者とする仮想通貨の売買契約の成立に尽力する媒介等の委託取引業務を行う。

この場合、仮想通貨交換業者は、仮想通貨の売買の当事者にはならず、顧客の仮想通貨の売り注文と買い注文をマッチングするための場を提供することにより顧客から取引手数料を受け取る。

また、仮想通貨交換業者は、当該委託取引業務を行うにあたり、顧客から仮想通貨の預託を受けることがある。仮想通貨の預託にあたっては、顧客は自らのウォレット¹²から仮想通貨交換業者のウォレットへ仮想通貨を送信し、仮想通貨交換業者が顧客の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等を管理する。

- 仮想通貨取扱店舗に対する決済サービス提供業務

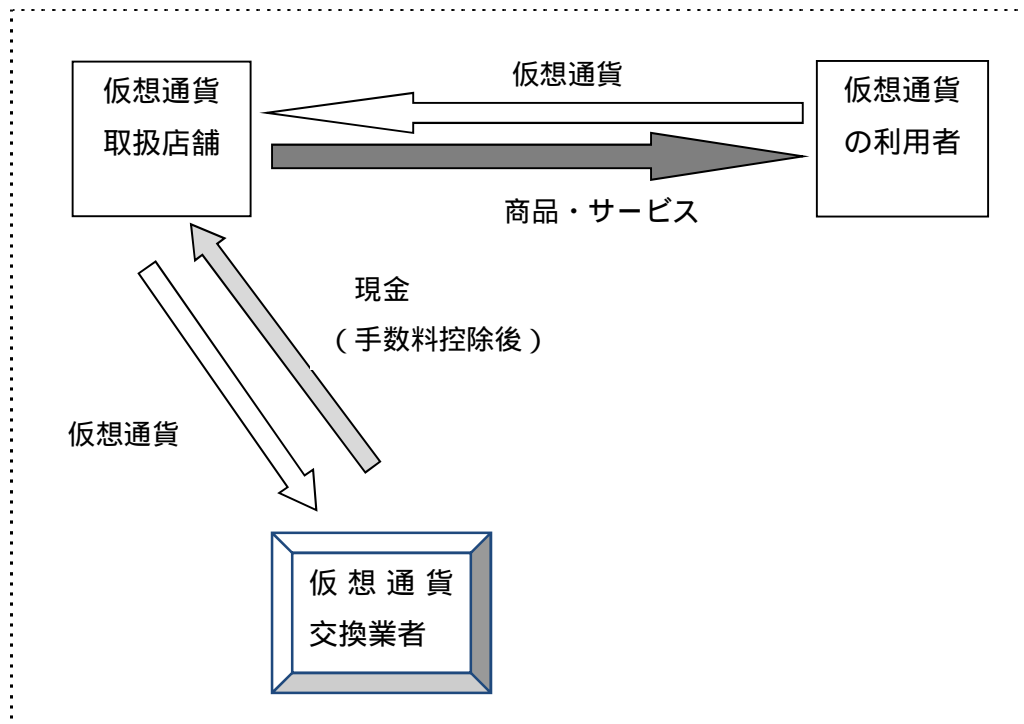
仮想通貨交換業者は、仮想通貨取扱店舗が仮想通貨による代金の支払いを受け付けることができるように、仮想通貨取扱店舗に対して商品・サービスごとに仮想通貨建の価格を提示するとともに、顧客の支払った仮想通貨を法定通貨に交換する決済サービスを提供している。

¹¹ 仮想通貨の信用取引とは、仮想通貨の売買を行う際に、仮想通貨交換業者等が利用者を買付資金又は仮想通貨を貸し付けて売買を行う取引である。

¹² 仮想通貨を管理するための仕組みをウォレットといい、仮想通貨を送信するためのパスワードに相当する暗号鍵等と口座番号に相当するアドレスにより仮想通貨を管理する。

仮想通貨取扱店舗においては、仮想通貨の価格変動リスクを回避するために、物品販売等の代価として受け取った仮想通貨を仮想通貨交換業者を通じて即時に法定通貨に換金し、売上代金を取得することができる。この際、仮想通貨交換業者は、決済サービス提供の対価として仮想通貨取扱店舗から決済手数料を受け取るが、現時点では、決済手数料の水準は売上代金の1%程度となっている。

【図表5】仮想通貨取扱店舗に対する決済サービス提供業務



(仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査)

18. 改正資金決済法により、仮想通貨交換業者には、その財務諸表の内容について公認会計士又は監査法人による外部監査を受ける義務（資金決済法第63条の14）が課せられている。
19. 仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査に関する規定については経過措置が設けられており、改正資金決済法の施行日（2017年4月1日）の属する事業年度の翌事業年度から適用することとされている。仮想通貨交換業者の中には6月末を決算日とする会社も存在することから、当該会社にとっては2017年7月1日に開始する事業年度が最初の財務諸表監査の対象年度となる。

(仮想通貨の私法上の取扱い)

20. 資金決済法上の仮想通貨は資金決済法において定義されているが、立法過程においては資金決済法上の仮想通貨の保有者が有する権利についての明確な性質は定められていない。このため、現時点において、民法や商法などの私法上の位置づけが明確ではなく、資金決済法上の仮想通貨に財産権は認められるのかどうか¹³やどのような場合に資金決済法上の仮想通貨は移転するのか¹⁴について法令上明らかではない。
21. 現行の私法上の枠組みを前提とすると、所有権の対象は有体物に限定され、無体物に過ぎない仮想通貨は所有権の対象にならず、また、ビットコインや類似する仮想通貨は債務者に該当する者が存在しないため債権と説明することもできないことから、資金決済法上の仮想通貨に財産権を認めることは難しいのではないかとの意見も聞かれる¹⁵。

(我が国におけるその他の法制度の取扱い)

22. 平成 29 年度税制改正により、改正資金決済法により仮想通貨が支払の手段として位置づけられることや諸外国における課税関係等を踏まえて¹⁶、資金決済法上の仮想通貨の譲渡については消費税を非課税とすることとされている。

(国際的な会計基準の動向)

23. IASB は、2015 年 8 月に「2015 年アジェンダ協議」を公表した後の議論の過程で、仮想通貨を今後のトピックになり得るものとして取り上げたものの、2015 年アジェンダ協議に関するフィードバック・ステートメントの公表にあたっては、今後の作業計画にもリサーチ・パイプラインの項目にも含めていない。
24. 2016 年 7 月にオーストラリア・ニュージーランド会計士協会 (CAANZ) とオーストラリア仮想通貨商工会 (ADCCA) は、IFRS 解釈指針委員会宛てに、「仮想通貨に関する

¹³ 例えば、ビットコインについては、所有権の客体が原則として有体物に限定されていること（民法第 206 条、第 85 条）などを理由に、所有権の客体にはならないとの判例がある（東京地裁 2015 年 8 月 5 日）。

¹⁴ 「仮想通貨については、現時点では、私法上の位置付けも明確でないため、供託・信託を行うことができないとの制約がある」とされている（金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～ 2015 年 12 月 22 日）29 頁

¹⁵ 森・濱田松本法律事務所セミナー2016「仮想通貨を通じたデータに関する我が国私法制度の考察」末廣裕亮 18 頁

¹⁶ 「平成 29 年度税制改正」（財務省 2017 年 4 月）14 頁

る会計処理」のレターを提出(submission)しているが、IFRS 解釈指針委員会からのその後のアナウンスはない。

25. 2016年12月の会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)においても、オーストラリア会計基準審議会(AASB)が作成したアジェンダ・ペーパーをもとに仮想通貨の会計処理が議論されている。当該アジェンダ・ペーパーでのAASBの分析及び評価は以下のとおりである。

- (1) 仮想通貨に対して適用されるIFRSの会計基準は明確になっていないため、AASBは現行のIFRSに基づき、各資産への分類を仮定しながら仮想通貨の会計処理の検討を行っている。
- (2) 検討の結果、中央銀行等の信用付与や法律上の裏付けがない仮想通貨は「現金(通貨)」に該当せず、現金に対する価値の変動が大きいため「現金同等物」の定義を満たさないとしている。また、仮想通貨自体が他者への「契約」に基づく資産ではないため金融商品には該当しないとして、棚卸資産又は無形資産のいずれかになりうると分析している。
- (3) 仮想通貨が棚卸資産に該当するかどうか(棚卸資産に該当しない場合、仮想通貨は無形資産に区分されることになる)としている。)について、棚卸資産の定義の要件である「通常の営業過程」において保有されるかどうかは明確でないとしている。仮に、棚卸資産に該当するとしても、コモディティとして販売コスト控除後の公正価値で測定(差額は純損益で認識)するのか、又は通常の棚卸資産として低価法で評価するのかが明確でないとしている。
- (4) AASBは、基準設定活動として、仮想通貨の問題にとどまらず、投資目的の無形資産やコモディティへの問題へも対処できるように新たな会計基準の開発を行うべきとしている。

26. 2016年12月のASAF会議の議事録には、以下が記載されている。

「意見交換を踏まえ、AASBの代表は、IASBがアジェンダ協議を終えたばかりの状況であり、このプロジェクトをIASBのアジェンダに追加する適切なタイミングではないと考えられることに同意した。しかしながら、AASBの代表はIASBがこの分野の発展を引き続きモニターしていくべきであると提案し、IASB議長はこの提案に同意した。」

27. 2016年12月のASAF会議以降、現時点まで仮想通貨に関する議論は、IASBにより

行われていない。

III. 今回の基準開発において取扱う範囲の検討

28. 現時点においては、我が国において仮想通貨の取引はビットコインを中心に行われているものの、今後、ビットコイン以外にも様々な仮想通貨が出現する可能性がある。

29. ビットコインについては、以下の特徴がある。

- (1) 資金決済法上の1号仮想通貨に該当する。
- (2) 特定の発行者や管理者が存在せず、価格を保証する第三者が存在しないため、価格変動性が大きい。
- (3) 交換所(市場)で成立した市場価格により自由に売却・換金することが可能であるため、流動性が高い。
- (4) 仮想通貨としての価値情報(BTCの数量)のみを表章する。

30. 一方、今後、以下のような特徴を持つ仮想通貨の取引が増加ないし出現し得ると考えられる。

- (1) 資金決済法上の1号仮想通貨のような決済機能を有さず、専ら法定通貨や他の仮想通貨とのみ交換可能なもの
- (2) 特定の発行者や管理者など価値を保証する第三者が存在するため、価格変動性が小さいもの
- (3) 売却・換金することに一定の制約があるため、流動性が低いもの
- (4) 仮想通貨としての価値情報のみならず、仮想通貨としての価値情報以外のものも表章するもの¹⁷

¹⁷ 2015年6月にFATFが公表したガイダンスによれば、仮想通貨の仕組みには以下の2つの基本モデルがあるとされている(FATF「Guidance for a risk-based approach Virtual currency」APPENDIX B Notes5)。

- (1) ビットコインのような仮想通貨としての価値情報のみを扱う single-currency virtual currency network
- (2) リップルやイーサリアムのような仮想通貨としての価値情報のみにとらわれない currency-agnostic virtual currency network

31. この点、仮想通貨に関連するビジネスは初期段階にあり、今後の進展を予測することは難しいと考えられる。

(取扱う範囲に関する事務局案)

32. ここまでの分析を踏まえ、以下の理由から、当面の取扱いとして、ビットコインを念頭に、資金決済法上の仮想通貨に係る仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者における会計上の取扱いに関して、比較的短期間に、必要最小限の項目について基準開発することが考えられるかどうか。

- (1) 現時点では、仮想通貨に関連するビジネスは初期段階にあり、今後の進展を予測することは難しいこと
- (2) 現時点では、仮想通貨に関して国際的に検討が行われておらず、参照すべき会計基準がないこと
- (3) これまでの日本基準において、直接的に該当する会計基準がないと考えられること
- (4) 仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではなく、財産権に該当するか否かが明らかでないこと
- (5) 基準諮問会議の提言において、資金決済法に基づく仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運用の観点からは、速やかに仮想通貨交換業者における会計処理を明確化するニーズが存在し、当面の取扱いとして早急な対応が要望されていること

33. 前項に記載した会計上の取扱いを明確化する上で、優先的に検討すべき必要最小限の項目としては、以下のものが考えられるかどうか。

- (1) 仮想通貨の利用者に必要とされる会計処理

仮想通貨の利用者は取得時点から売却・決済時点までの仮想通貨の価格変動リスクを負うことになる。したがって、このような仮想通貨の価格変動リスクを反映するために、期末評価をどのように行うべきか明らかにすべきと考えられる。

- (2) 仮想通貨交換業者に必要とされる会計処理

仮想通貨の期末評価

仮想通貨交換業者は取得時点から売却時点までの仮想通貨の価格変動リスクを負うことになる。したがって、このような仮想通貨の価格変動リスクを反映するために、期末評価をどのように行うべきか明らかにすべきと考えられる。

顧客からの預かり資産（仮想通貨）に関する会計処理

仮想通貨交換業者は、顧客から預託を受けた顧客からの預かり資産（仮想通貨）について管理・処分するための秘密鍵等を管理することになるため、自己の固有財産である仮想通貨と同様に仮想通貨交換業者の貸借対照表に計上すべきかどうかについて明らかにすべきと考えられる。

また、顧客からの預かり資産（仮想通貨）を仮想通貨交換業者の資産に計上した場合には、顧客からの預かり資産（仮想通貨）及びこれと同額の金額が計上されることになる関連する負債の期末評価をどのように行うべきかについても明らかにすべきと考えられる。

仮想通貨交換業者の損益計算書上における表示

仮想通貨交換業者の損益計算書上において、仮想通貨の取引に係る損益を総額で売上高に表示すべきか、あるいは、仮想通貨の取引に係る損益を純額で売上高に表示すべきかについて検討する必要性があると考えられる。

ディスカッション・ポイント

今回基準開発において論点として取り扱う範囲及び検討の進め方について、ご意見をお伺いしたい。

以上